

川本幸立の まちづくり通信



第 13 号 08 年 12 月 23 日 発行

編集・発行 市民ネットワークみどり

千葉市緑区おゆみ野 3 - 40 - 8 - 101 TEL&FAX 043 - 293 - 8011 043 - 294 - 8607 (川本)

川本幸立ホームページアドレス：<http://www.k5.dion.ne.jp/~kawamoto/>

12 月定例県議会が 11 月 26 日～12 月 19 日開催されました。緊急総合対策と位置づけた 25 億円の補正予算、県有施設を民間などの事業者管理運営を任せる指定管理者の選定が主な議案でした。私は県土整備常任委員会

これが緊急対策???
補正予算25億円の使い道の
7割が圏央道などの建設推進に!
~~医療や雇用対策~~

国の「安心実現のための緊急総合対策」として 25 億 2 千万円の補正予算が提出されました。「安心実現」というので医療・福祉・雇用・災害防止・失業者の居住場所確保などの対策かと思いきや、7 割が高規格道路などの建設推進です。同じ道路でも生活道路の修繕補修、橋梁補修など行うべき事業が山程ありますが、これらは対象ではありません。しかも、財源は国庫支出金 5 億、県債 20 億ですから、逆に 20 億円も県の借金を増やす内容です。しかし、賛成多数で可決されました。

12 月議会には県有の 49 の施設の管理・運営を民間の事業者などに任せる指定管理者選定の議案が出されました。その内、私が所属する県土整備常任委員会には、20 の議案が出されました。事業者が作成した事業計画書、審査委員会の評価表を検討し、常任委員会で、次の点を指摘しました。

官製談合・
官製ワーキングプアを
生み出しかねない
危険な
指定管理者制度

客観的であるべき「見積額の評価」を含め審査項目の評価点の詳細基準が非公開である。

審査委員の評価に合理性、公平性がないものが見受けられる。

適切な人件費を補償する観点からの評価が行われてはいない。

20 議案のうち、県の財団、社団が事業者であるものが 11 議案あり、そこでは財団・社団職員とその他の職員との人件費の格差が大きい。

これでは、「総合評価入札」制度と同様、官製談合の温床となる危険性もありますし、公的仕事が不安定雇用を推進することになりかねません。評価の透明性、基準の公正性・合理性を求めました。

住宅困窮者への住居の確保を～住宅は生存に不可欠なもの

派遣や期間社員の大規模な解雇が相次いでいます。解雇と同時に寮などから退去を強要され住む場所を失うことは、生存に関わる問題であり、県も県営住宅の空室の提供を決めました。本来、セーフティネットとして居住する場所＝住宅を保障すること、つまり居住権を確立することが不可欠です。06 年に日本で最初の住居法として住生活基本法が制定され、07 年制

定の住宅セーフティネット法では、「住宅確保要配慮者」にホームレスやネットカフェを利用せざるを得ない人々も含まれます。12 月県議会の県土整備常任委員会でこうした住宅困窮者への居住支援など居住の安定に向けた取り組みと市町村への支援を求めました。

「自主退学の強要」になりかねない県立高校の特別指導の実態、県教委が調査を約す！

9月議会の代表質問で私は、県立高校で内規に基づく特別指導が「自主退学の強要」になりかねない実態があることを質し調査を求めました。その後、議会事務局を通じて103校の「特別指導に関する内規」を入手しました。それらから、「特別指導とは懲戒処分に他ならない」、「特別指導は訓告、厳重注意、停学であり、進路変更という名の退学処分もある」、「規律、秩序の維持を最優先している」、などが判明しました。

一方、文科省が今年3月、内規について、内容の生徒や保護者への周知、理解、協力、懲戒状況について各都道府県教育委員会が早急に実態把握すべき、とする通知を出していることが判明しました。12月議会の一般質問でこの点を質したところ、県教委も実態の把握を約束せざるを得ませんでした。

県教委委員再任人事に異議！ ～教育委員はなぜ責任を追及されないのか？

12月議会では2名の教育委員継続の人事議案が出されましたが、私は議会の最終日にこの議案について反対討論をしました。本来、教育委員のコントロールの下で教育長が事務方を動かすことが前提となっていますが、**実態は教育長と事務方が教育行政を動かし、教育委員は名譽職化して本来の役割を発揮しているようには見えません。** 討論では次の4点を具体例として指摘しました。

昨年度と今年度の教育委員会会議の150議案のすべてが、教育委員会事務方の意向に沿って何の異議もなく全員一致で採決されていること、そして少なくとも過去3年間、教育委員からの発議が一つもないこと。

昨年度今年度の150件の議案の6割が非公開であり、当然公開すべき条例原案などについての「知事に対する意見」が非公開とされていること。

議事録で発言者が無記名であること。

例えば県立高校校舎転落事故がH11年～H19年に17件(3名死亡)発生しているにもかかわらず、H19年に請願が出されるまで放置したこと。

民間の利益のために「国有林」と山が消える！ お墨付きを与える(株)ちばぎん総研の企業モラル

地球温暖化防止で森林保全が叫ばれる時代、よりによって国民共有の財産であり水源地でもある「国有林」(きなだ山=富津市)を民間の利益のために山ごと削り取り土砂採取して平地にする許可を得るために審議会を開催することを求める請願が、山砂採取団体より9月議会に出され、自民・公明により可決されました。請願採択の唯一の根拠となったのが、(株)ちばぎん総研が作成した調査報告書でした。

「保健室に冷房設備の設置」を求める！ ～3分の2の県立高校になし

文部科学省の「高等学校施設整備指針」などによれば、学校施設は、換気、室温、化学物質など生徒の健康に十分配慮した施設であることが求められています。しかし、07年度の定期環境衛生検査結果によれば、**県立学校163校中、76校で換気不足によりCO2、ホルムアルデヒドなどが学校環境衛生の基準値を上回っています。**

一方、保健室に冷房設備のない県立高校は129校中、3分の2にあたる82校です。「学校保健関連通知」では保健室について「地域の実態に応じて冷房設備をすることが必要」とされており、私も県立高校を視察した折、夏季において熱中症などで体調が悪くなった生徒が休む場所としてクーラーの設置を要望する声を多く聞きました。一般質問で小宮清子議員が、「千葉県の地域の実態を考慮して、すべての県立学校の保健室に冷房設備の設置すること」を求めました。県教委は予算面から学校の緊急性に応じて設置を検討すると答弁しました。

従来の総合医療センター構想は白紙に！ こども病院は周産期医療機能を充実へ ～千葉県立病院将来構想検討会報告書から

11月25日付けで現在7施設ある県立病院の将来構想に関する報告書が発表されました。報告書では、県民から批判の強かった「こども病院」や「がんセンター」など5施設の機能を1か所に統合するという「総合医療センター構想」をようやく白紙化し、今後各施設の整備について改めて検討するとしています。緑区内にある「こども病院」は、早期に周産期医療機能を付加する必要があるとしています。しかし将来の運営形態の方向として地方独立行政法人への移行を検討するとしており、医師不足と診療報酬のマイナス改定で医療の経営環境(H19年度、7病院の欠損14億円、一般会計からの交付金・負担金101億円)が厳しい中、**今後赤字病院の切り捨ても危惧されます。** 昨年12月総務省から通知された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、H21年3月末までに県立病院ごとの改革プランを策定しなければなりません。県はたった3回の検討会で策定しようとしています。要注目です。

しかし、この調査報告書の内容は、事業推進の最終結論を強引に導き出すために、環境面や景観面などの諸課題を過小評価あるいは無視する一方、あいまいな根拠を前提とした経済波及効果の試算が行なわれています。地元住民らでつくる市民団体が、率直な意見交換を求める要望書を請願者と(株)ちばぎん総研に提出しましたが、拒否する旨の回答がありました。中立公正であるべき調査研究機関(シンクタンク)として自殺行為に等しいものです。